

2019年12月20日

PTA 会員のみなさま

小松小学校 PTA  
2019年度 会長 森 哲郎

## 臨時総会のご報告と補足説明について

いつも PTA の活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて先日はお忙しい中、臨時総会に多数ご出席いただき、誠にありがとうございました。本部・各専門部の体制や役員選出の規定など、会員の皆様に直接関係する重要な議案でしたが、出席者から活発なご質問をいただき、おかげさまで全ての議案が承認されました。

なお、事前にお配りした総会資料の中で、説明が不十分で分かりにくい点がいくつかありました。ご質問の多かった点を中心に補足説明をまとめましたので、総会のご報告を兼ねて配布させていただきます。

つきましては内容をよくお読みいただき、次年度以降の役員選出や取り組み内容などをご検討いただく際の参考にしていただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### ご報告：臨時総会にて承認された議案

議案① 組織改革案の趣旨や検討の背景について（会長より説明）

議案② PTA 本部の体制や選出方法の見直しについて

議案③ 各専門部の体制や仕事内容、選出方法の見直しについて

議案④ 制度の見直しに伴う会則の改定について

以上

次ページ以降に、総会でご質問の多かった点や資料の分かりにくかった点を抜粋し、補足説明をつけさせていただきましたので、総会資料を補完するものとしてよくお読みいただくようお願いいたします。

## 議案② PTA 本部の体制や選出方法の見直しについて

### 見直しのポイント（再掲）

- ◎本部から「校外指導部長」「地区委員」を除外してスリム化
- ◎本部役員の構成メンバーを「原則 6 年生」に限らず 5 年生からも立候補を募る
- ◎本部役員経験者の免除期間を「5 年間」から「永久」に変更

### 補足説明

#### ◎「永久免除」の定義について

総会資料にも記載しましたが、「永久免除」とは、「来年度（2020 年度）以降、本部（会長、副会長、庶務、会計）または専門部長を経験した人は、それ以後は本部および専門部長を免除される」という意味です。

あくまでも、組織体制や役員の仕事内容が変わる来年度以降に適用されますので、2019 年度以前に遡って適用されるわけではありません。

従って、**2019 年度以前**に本部役員を経験された方は従来通り 5 年間の免除、専門部長を経験された方には免除条件はつきませんので、ご了承ください。

また学級委員については、従来通りお子様一人につき 1 回程度お願いすることになります。

### 主な質問と本部からの回答

**Q. 本部役員の立候補は 5・6 年生から募るのに、立候補がない場合の話し合いは 6 年生だけが対象なのですか？**

**A.** より多くの意欲のある方に本部役員をしてもらえるように、立候補は 5 年生も可能としました。立候補がなく話し合いで決める場合は、従来通り 6 年生の保護者で選出していただきます。

**Q. 地区委員の選出方法はどうなりますか？**

**A.** 3 地区の会員数に差がありすぎ、事情が異なりますが、基本的には地域の事情に詳しい上級学年から選出しています。南小松は会員数が多いので毎年 6 年生から選出できています。

北比良、北小松においては会員数が少ないので、6 年生から選出できなければ繰り下げて下学年からも話し合いで選出してきました。

いずれにしても、学級委員選出会までに、各地区の事情を考慮した最適な選出方法になるよう、引き続き本部で検討していきます。

## 議案③各専門部の体制や仕事内容、選出方法の見直しについて

### 見直しのポイント（再掲）

- ◎研修部と保健部を統合し、新たに「企画部」を新設
- ◎福利厚生部を「環境部」と改称
- ◎「校外指導部」の中に「地区委員」を置き、連携して業務にあたる
- ◎各専門部長について、本部役員に準ずる「永久免除」対象とする

### 具体的な見直し案（再掲）

	現行	改革案
各専門部長の扱い	本部扱いではないため免除対象にはならない ※校外指導部長のみ本部扱い	本部には含まれないが、各部長ともこれまで以上に重要な役割となるため、 <b>永久免除対象</b> とする
選出方法	学級委員選出会にて選出 部長は部ごとに担当学年が決まる	各部長については、事前に立候補受付 部員は「学級委員選出会」にて希望を募る

### 補足説明

#### ◎専門部長の選出方法と免除条件について

各専門部長についても、意欲のある方が積極的に取り組んでいただけるように、会長などの本部役員と同時期に立候補を募ります（学年制限なし）。立候補で部長が決まらない部は、4月の学級委員選出会でメンバーが決まり次第、その中から部長を選出していただきます。

また、部内のとりまとめや学校との調整など、専門部長さんの負担を考慮し、**2020年度以降は専門部長も本部役員と同様に、永久免除対象とします**（前頁の「永久免除の定義」参照）。

#### ◎地区委員の業務について

地区委員については、本部役員扱いをはずすことで、会議出席などの負担を軽減し、地区内の業務に集中していただけるように配慮しました。また、地区委員を校外指導部の中におくことで、広範囲にわたる通学路の安全確保や、地域の方々との連携など、一人では難しい業務も校外指導部内で分担しながらあたっていただけると考えています。

## 議案④ 制度見直しにともなう会則の改定案

### 補足説明

#### ◎「3地区共通 役員選出についての申し合わせ」の一部訂正について

総会資料に記載しておりました、「3地区共通 役員選出についての申し合わせ」の改定案について、一部訂正がありました。当日会場ではご説明いたしましたが、あらためてご確認ください。

~~網かけ・取り消し線~~の箇所→削除、下線の箇所→追加

#### ■ 3地区共通 役員選出についての申し合わせ事項

※この申し合わせは、選挙で立候補がなかった場合の会長、および他の本部役員の選出方法を定めたものです。

	現行（平成21年5月改定）	改定案
①	（一部抜粋）本部役員は、最高学年（新6年生）の保護者より地区委員3名、本部役員（校外指導部長を含む）6名を選出する。地区委員を除く本部役員6名で、会長以下副会長2名、庶務、会計、校外指導部長の役職を互選し決定する。	会長以外の本部役員（副会長2名、庶務、会計） <del>および各専門部長</del> は、新5・6年生の保護者より立候補を募り、重複した場合は希望者で話し合っ て決定する。会長も含め、立候補で決まらない役職については、いずれも新6年生の保護者による「本部役員選出会」にて選出する。
②	（一部抜粋）過去5年間に本部役員（地区委員を含む）経験のある場合には、選出の対象から免除され得るものとする。	<del>過去に</del> 2020年度以降、本部役員（会長、副会長、庶務、会計）または専門部長（広報、企画、環境、校外指導）を経験した者は、本部および専門部長の選出対象から免除され得るものとする

#### ①「および専門部長」の部分を削除

この項は本部役員の選出に関する規定のため、専門部長の部分を削除願います。

#### ②「過去に」の部分を「2020年度以降、」に訂正

2019年度以前に遡って適用されるわけではないため、上記の通り訂正します。

### その他の質問と本部からの回答

#### Q.「専門部長」は「学級委員」という扱いですか？

A. はい。立候補いただいた部長さんも、学級委員選出会で決まった部長さんも、扱いとしては学級委員さんになります。ただし負担を考慮して、部長さんは免除対象としました。

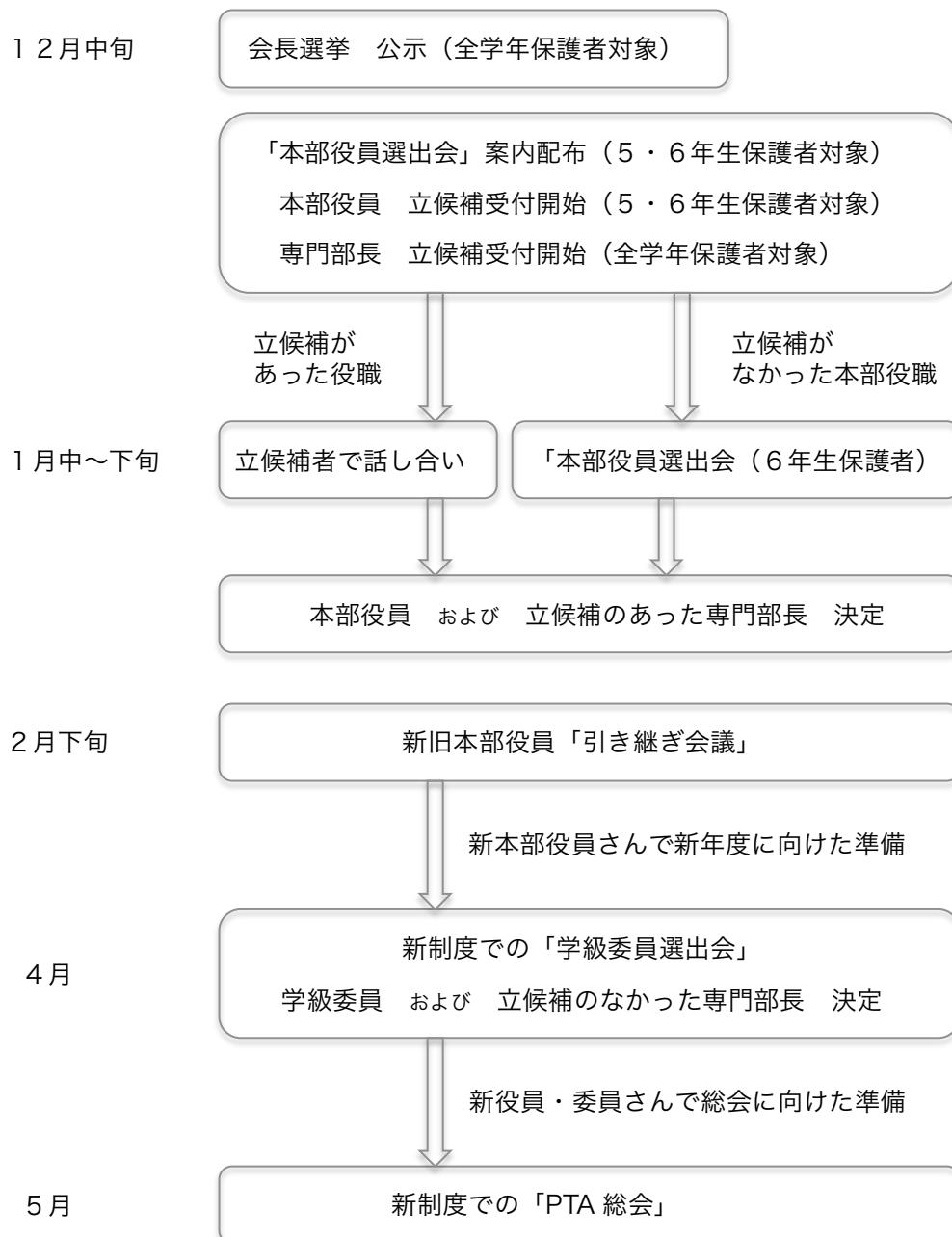
#### Q.今年度からひびきあい活動がなくなりましたが、学級委員としての活動はあるのですか？

A. ひびきあい廃止ではなく、するかないかを各学年にお任せするという形になっています。今年度、1年生は「給食見学&保護者顔合わせ会」を開催し、新入学児の名前と写真を載せた「1年生版こまつばら」を発行されていました。

## 今後の進め方イメージ（修正版）

※総会当日に、差し替え版を配布させていただきましたが、念のため再掲いたします。

今後は、次年度に向けて以下のような流れで進めたいと考えています。



※立候補や選出についての詳細は、ご案内の文書等で詳しくご説明します。

※上図の時期はあくまでも目安です。

以上